

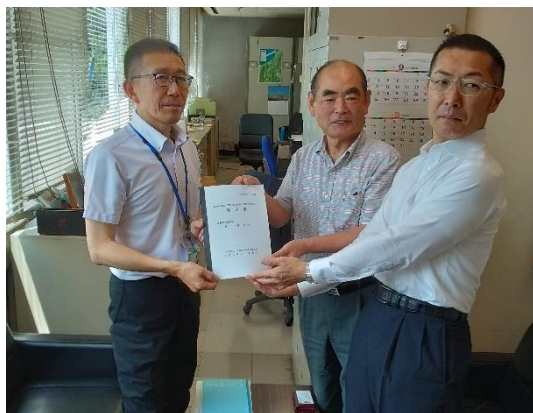
軽油引取税の減免措置の期限延長について要望しました。

令和5年7月10日

一般社団法人長野県砂利砕石業協会と長野県砕石工業組合が合同で、長野県建設部長と長野県中小企業団体中央会長あてに軽油引取税の課税免除措置の期間延長が継続されるよう、県に対しては総務省及び経済産業省あて、県中小企業団体中央会には全国中小企業団体中央会あて上申いただきたく要望書を提出しました。

平成21年度の税制改正で、道路特定財源の一般財源化に伴って軽油引取税もその特定用途としての課税免除の理由が消滅したことを理由に課税免除措置を撤廃する意向が示されましたが、減免特例がなくなると事業への影響は極めて大きく、販売価格への転嫁や、従業員の解雇、あるいは廃業を検討せざるを得ないなど、事業継続に影響を及ぼす重大な事態となることから減免制度が延長されたものです。その後3年ごとに延長が繰り返されておりますが、令和6年3月末で現在の期限が切れるため、年度末の税制改正において中小企業の現場の切実な状況を訴え、さらに延長をお願いするものです。

また、9月定例県議会に向けて佐々木祥二県会議長あてにも陳情書を提出します。



土屋河川課企画幹（左）と松田会長（中央）



松田会長（中央）と中央会井出専務理事（右）